

千葉市花見川区選挙管理委員会告示第14号

千葉市花見川区選挙管理委員会傍聴規程を次のとおり制定する。

平成20年9月1日

千葉市花見川区選挙管理委員会委員長 萩 田 章

(趣旨)

第1条 千葉市花見川区選挙管理委員会規程(平成4年千葉市花見川区選挙管理委員会告示第4号)第15条の2第2項の規定に基づく千葉市花見川区選挙管理委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴については、この規程の定めるところによる。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人(次条第4項に定める者を除く。以下同じ。)の定員は、3人とする。

(傍聴の受付等)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、千葉市花見川区選挙管理委員会会議傍聴申請書(別記様式)を千葉市花見川区選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付は、会議の開会時刻の30分前から10分前までの間に、会議の開催場所の入口の前において行うものとする。ただし、選挙の登録日・基準日から選挙期日までの間に開催される会議に係る傍聴の申請については、当該会議の開催日の前日の17時30分までに直接又は電話により千葉市花見川区選挙管理委員会が連絡を受けた者に限り、受け付けるものとする。

3 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、受付開始時刻において傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 前3項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴人の介助者)

第4条 委員長が必要と認めるときは、心身の障害等で介助を必要とする傍聴人は、自らが指名する者(以下「介助者」という。)に傍聴の介助をさせることができる。

(会議の開催場所に入室することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の開催場所に入室すること

ができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類するものを着用又は携帯している者
 - (3) 旗、のぼり、プラカード、横断幕、ポスター、ビラその他これらに類するものを携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) その他委員長が入室を不相当と認める者
- (傍聴人及び介助者の遵守事項)

第6条 傍聴人及び介助者（以下「傍聴人等」という。）は、会議中、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の言論に批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) 写真、映画等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (8) その他発言、騒ぎ、議事の支障となる言動をしないこと。

(非公開事項の宣言)

第7条 委員長は、非公開の事項がある場合には、傍聴人等にその理由とともに非公開であることを宣言しなければならない。

(傍聴人等の退場)

第8条 前条の規定により委員長が非公開事項を宣言したときは、傍聴人等は退場しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、傍聴人等が、この規程に違反したときは、委員長はこれを制止し、なお従わないときは、傍聴人等を退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

受付番号_____

千葉市花見川区選挙管理委員会会議傍聴申請書

平成 年 月 日

千葉市花見川区選挙管理委員会委員長あて

第 回（定例会・臨時会）の傍聴を申し込みます。

申 請 者

ふりがな

氏 名

住 所

傍 聴 人 心 得

- 1 傍聴人は、千葉市花見川区選挙管理委員会傍聴規程を守り、職員の指示に従ってください。
- 2 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - （1）委員の言論に批評を加え、又は可否を表わさないこと。
 - （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
 - （3）携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
 - （4）写真、映画等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - （5）鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - （6）飲食又は喫煙をしないこと。
 - （7）みだりに傍聴席を離れないこと。
 - （8）その他発言、騒ぎ、議事の支障となる言動をしないこと。
- 3 本票は、退場の際に返還してください。